

②災害廃棄物処理の進捗状況について

- ・ 今回の東日本大震災において発生した災害廃棄物の量は、現時点で岩手、宮城、福島の3県沿岸部で約2,500万トンと推測。
- ・ これらの災害廃棄物の処理は、被災自治体において、その撤去・仮置き場への搬入が行われてきているところであり、各県沿岸市町村での仮置き場への搬入状況については、6月13日現在で、岩手県で約174万t、宮城県で約347万t、福島県で約47万tと、発生量の約1/4が仮置き場に搬入されているものと推計。

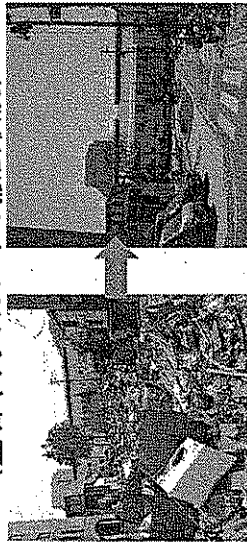
災害廃棄物処理の進捗状況(岩手県)

＜ガレキ撤去の進捗状況＞

＞6/13現在、県下の12市町村において、合計98箇所の仮置場を設置済。設置面積は約209ha。仮置場への搬入済量は、合計約174万tであり、ガレキ推計量約442万tの約39%。

＞北部の洋野町、久慈市、普代村、田野畑村、岩泉町では仮置場へのガレキの撤去作業をほぼ終了。宮古市でも住民の生活している近くのガレキ撤去をほぼ完了しているほか、山田町も7月末には同様の撤去を完了予定。

(釜石市内のガレキの撤去状況)



＞大船渡市、陸前高田市、大槌町等では、腐敗した水産物による悪臭・害虫の問題が発生。現在、各自治体では、専門家の協力の下、殺虫剤や石灰等の散布作業を実施中。

＞なお、6/13現在、県内では今も約2,600名の行方不明者が存在し、自衛隊等による搜索を継続中。

○ガレキ処理の推進方策について

＞県では、現在、仮置場での分別、仮設焼却炉の設置を含めた中間処理等の具体的計画を策定中。

＞また、腐敗水産物対策として、県は、環境省とも協議の上、海洋投入処分の実施を決定。現在、関係者と調整中であり、6/20の週の実施を予定。

＞陸前高田市では、腐敗水産物が付着・混在したガレキの仮置場への撤去を進めており、現在、仮置場に設置した破砕機で破砕作業中。破砕したガレキは、太平洋セメント大船渡工場6月中旬より処理開始予定。

＞県は、6/20に災害廃棄物処理協議会を開催。協議会では、国のマスタープランに基づく県の実行計画について議論が行われる予定。

※地元雇用関係の状況

＞ガレキ撤去等の作業に関し、5/31現在、県内の各市町村において、合計約2,600人の地元住民の雇用が見込まれている(うち約1,800人が雇用済)。

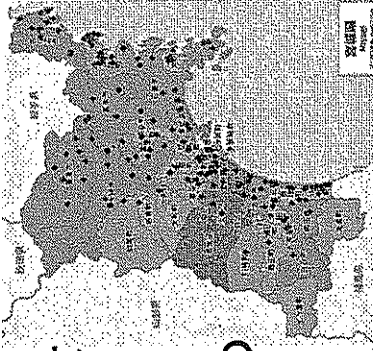
災害廃棄物処理の進捗状況（宮城県）

＜ガレキ撤去の進捗状況＞

▶6/13現在、県下の35市町村において合計197箇所[※]の仮置場を設置済。設置面積は約514ha。

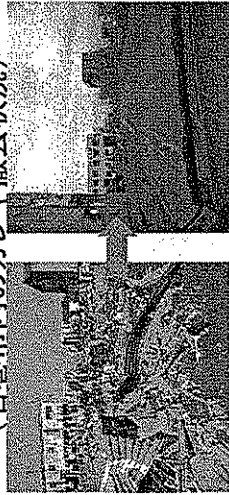
▶6/13現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計で約347万tであり、ガレキ推計量約1,600万tの約22%。

▶岩沼市、多賀城市、利府町等は、住民の生活している近くのガレキの撤去をほぼ完了。

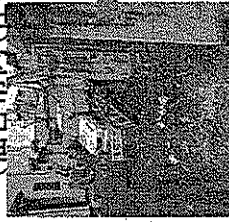


（県内の仮置場設置状況）

（石巻市内のガレキ撤去状況）



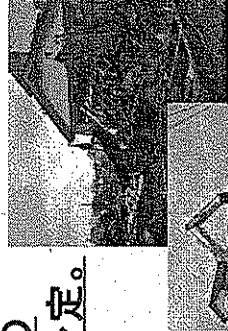
（仙台市内（住宅地）の撤去状況）



▶仙台市、名取市等では7月中旬に住民の生活している近くのガレキ撤去を完了予定。

▶石巻市では仮置場が不足しており、現在、用地として農地約76haの確保に向け協議中。

▶なお、6/13現在、県内では今も約4,800名の行方不明者が存在し、自衛隊等による搜索を継続中。



（上段は解体・撤去の意思表示がなされた家屋。下段は解体撤去の実施状況。（いずれも亘理町））

○ガレキ処理の推進方策について

▶県では、膨大な量のガレキ処理の一元的な実施のため、大規模な二次仮置場（合計約450ha）を造成予定。

公有地の少ない北部地域以外では既に用地確保が終了しており、北部地域についても、気仙沼市内において、地元農家等の合意を得て、農地約80haを確保できる見込み。

▶仙台市は、これまで、住宅地周辺のガレキ撤去を慎重に行ってきたが、今後、家屋の解体や農地のガレキ撤去作業に移行していく予定であり、仮置場への搬入が加速化。

▶市では、海岸地域に二次仮置場を3箇所整備し、分別及び破砕・焼却処理等を実施。3箇所それぞれに仮設焼却炉を設置することとし、すでに発注済み（100t/日、100t/日、300t/日の計3基）。10月以降、焼却処理を開始予定。

※地元雇用関係の状況

▶ガレキ撤去等の作業に関し、5/31現在、県内の各市町村において、合計約3,900人の地元住民の雇用が見込まれている（うち約2,300人が雇用済）。

災害廃棄物処理の進捗状況(福島県)

<ガレキ撤去の進捗状況>

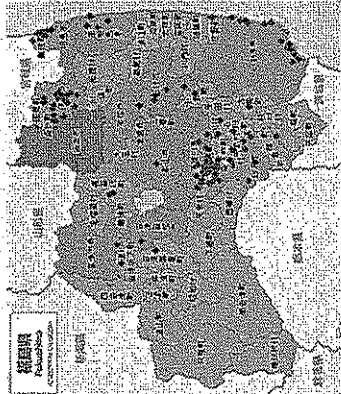
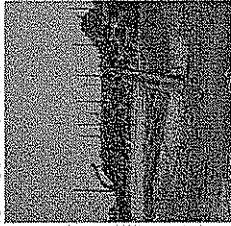
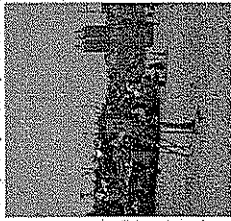
➢6/13現在、県下の28市町村において、合計135箇所の仮置場を設置済。6/13現在で確認できている設置面積は約100ha。

➢6/13現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計で約47万tであり、ガレキ推計量約290万tの約16%。

(相馬市内のガレキ撤去状況)



(いわき市内の仮置場の状況)



(県内の仮置場設置状況)

➢また、いわき市、相馬市等では、被災した家屋の解体・撤去作業が順次進められている。(なお、相馬市では、5月上旬より、行方不明者捜索に支障をきたさない場所から順次開始。)

※地元雇用関係の状況

➢ガレキ撤去等の作業に関し、5/31現在、県内の各市町村において、合計約180人の地元住民の雇用が見込まれている(うち約160人が雇用済)。

○福島県の放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の取扱について

➢福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについてとりまとめ、公表(5月2日)

- 避難区域及び計画的避難区域については、当面の間、移動及び処分は行わない。
- 同区域以外については、仮置場に集積しておき、処分は行わない。処分については、仮置場周辺での空間線量率のモニタリング及び災害廃棄物の放射能濃度等の調査を行った上で検討。

➢第1回災害廃棄物安全評価検討会を実施(5月15日)

➢中通り地方の10町村の処分の再開について公表(5月27日)

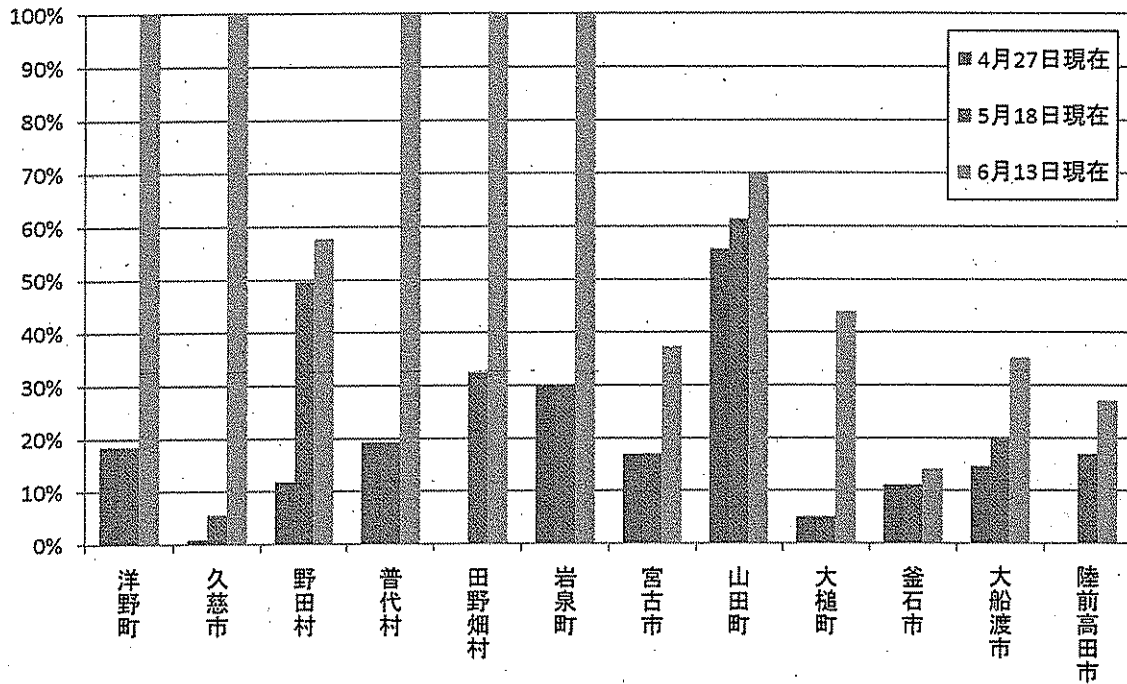
➢第2回災害廃棄物安全評価検討会(6月5日)を実施(詳細は別紙)

➢福島県に対し検討会で検討されている処理の方向性について説明(6月9、10日)

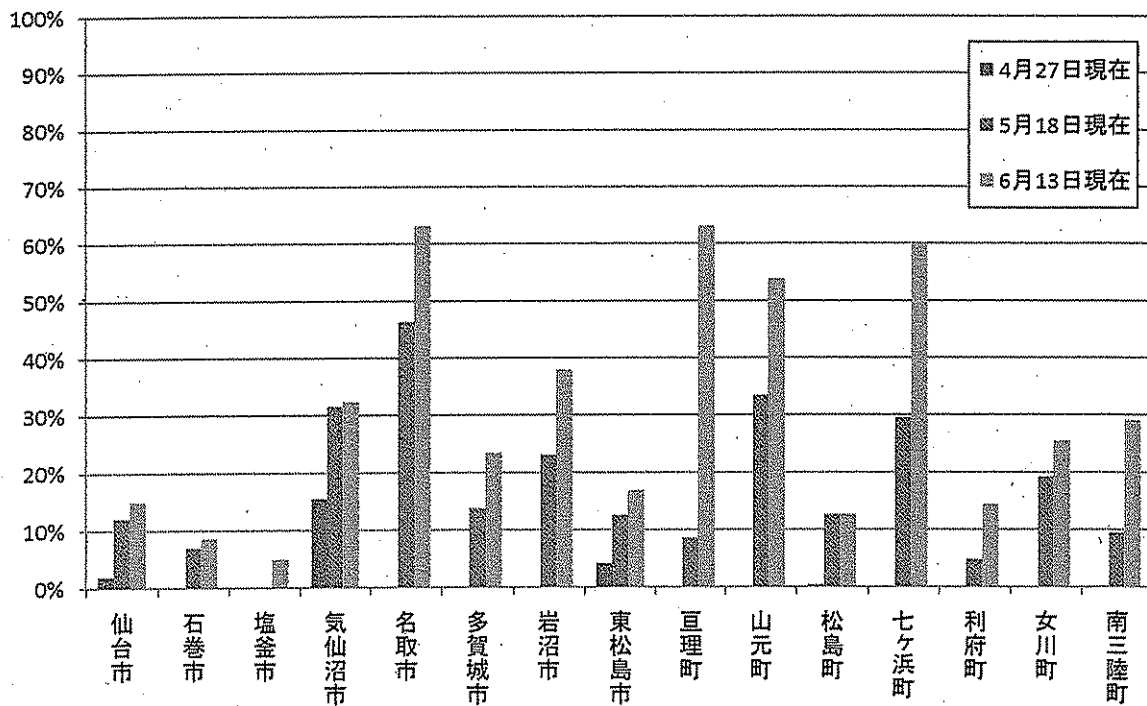
➢第3回災害廃棄物安全評価検討会を実施予定(6月19日)

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

岩手県の仮置場への搬入済量の割合(%)

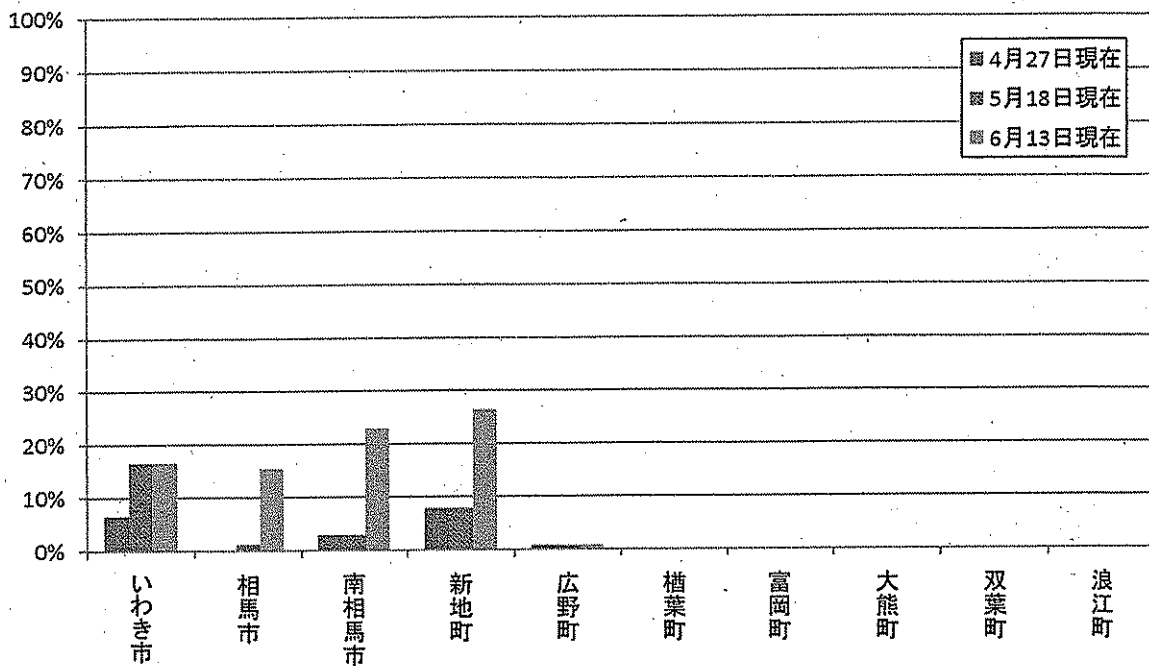


宮城県への仮置場への搬入済量の割合(%)

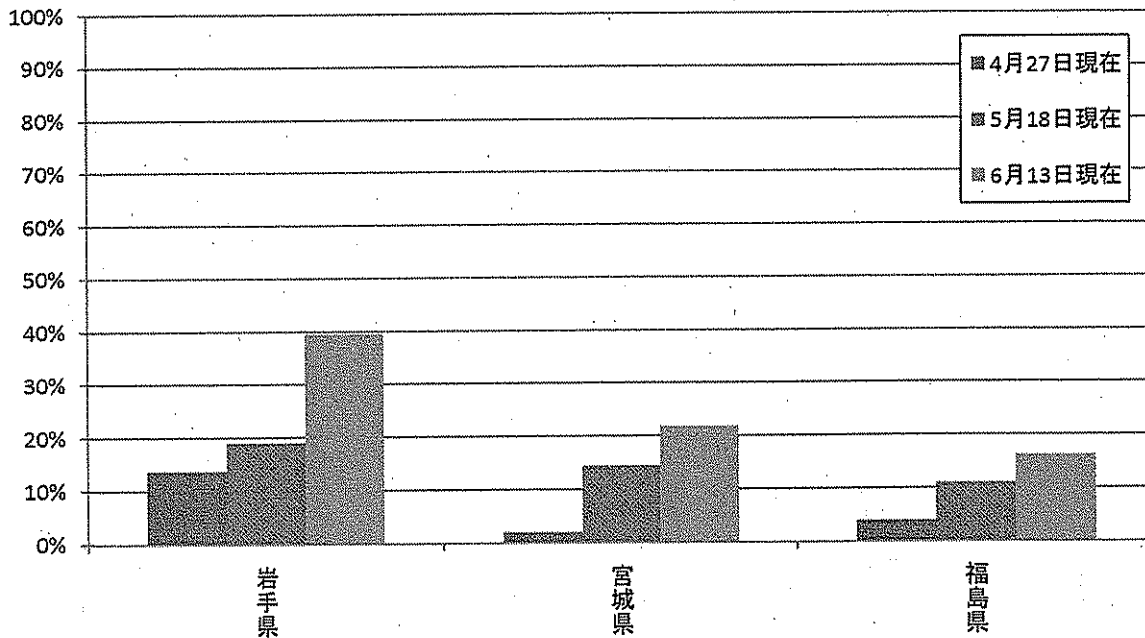


沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

福島県の仮置場への搬入済量の割合(%)



各県別の仮置場への搬入済量の割合(%)



津波堆積物の適正処理手法について

- 東日本大震災に伴い、大量の津波堆積物(土砂、泥状物等)が陸上に打ち上げられている。
- 津波堆積物の処理方法については、5月16日に環境省が公表した「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」において、その性状に応じて、①腐敗性のある可燃物や油分等を含むものについては、セメント原料としての利用、焼却又は最終処分場の埋立、②これ以外で水底土砂と同程度の性状のものは、異物を除去した後、地盤沈下した場所の埋め戻し材としての利用、土木資材化又は海洋投入等により、処理を行うこととしている。
- (社)廃棄物資源循環学会より、6月22日に津波堆積物の処理指針(案)が示される予定であり、これを受けて、環境省で指針を作成し、関係自治体に情報提供を行う予定。

津波堆積物処理の基本的な考え方

※必要に応じて、飛散や腐敗を防ぐための散水や消石灰散布等の応急対策を実施する。



